

平成27年度第1回東京都税制調査会
議事録

日 時 平成27年5月11日(月)

場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成27年度第1回東京都税制調査会

平成27年5月11日（月）10:00～11:34
都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【税制調査担当部長】 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、お手元の資料を確認させていただきます。

一番左側は、上から順に、本日の「次第」「座席表」「委員名簿」「設置要綱」「運営要領」となっております。こちらは、参考資料でございます。

その右側が、本日の会議資料となっておりまして、上から順に資料1「諮問」、資料2「東京都税制調査会の運営及び検討事項について（案）」、資料3「プレゼンタープロフィール」、続いて「講演資料」となっております。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから、平成27年度第1回東京都税制調査会を開催いたします。

会長が選任されるまでの間、事務局で会を進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、事務局を代表して主税局長の〇〇より御挨拶を申し上げます。

【主税局長】 皆様、おはようございます。主税局長の〇〇でございます。

平成27年度東京都税制調査会の第1回総会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、御多忙の中、委員をお引き受けいただきましたことに、まず、厚く御礼を申し上げます。また、本日は大変お忙しい中にもかかわらず、本総会に御出席をいただきまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

御案内のとおり、世界経済は緩やかな回復基調でございまして、我が国におきましても、景気は緩やかな回復を続けております。特に好調な企業業績から、東京都の都税収入につきましても、一定の伸びが見込まれているところではございます。しかしながら、その一方で、法人事業税、それに加えて法人住民税の一部が国税化されるなど、東京都の税収への影響は、合わせて3,000億円に及ぶ減収要因となる見込みでございます。地方の基幹的な税源を国税化するという事は、地方分権の流れに逆行するものであり、また、今後、このような不合理な税制上の措置がさらに拡大する懸念もあるということで、地方税財政をめぐる状況は予断を許さないものと認識しております。

また、我が国全体が人口減少の時代に突入しておりまして、社会経済に生じる影響など、さまざまな議論がなされております。東京都におきましても、2020年頃を境に人口減少が始まると見込まれているところでございまして、引き続き、東京都といたしましては、加速度を増して進行していく高齢化に適切に対応しながら、我が国の経済を牽引するための基盤をさらに充実させていかなければならないと考えております。

東京がこの課せられた課題に対する対応をしっかりと果たし、将来にわたり日本の発展を支えていくためには、強固な財政基盤を構築することが不可欠であります。こうした点からも、地方創生の課題を大都市と大都市以外の地方との対立で捉えるのは不適当であり、地方財源の不足に対しては、大都市の財源を狙い撃ちした近視眼的な方策を改め、中長期的な視点から東京を含めた地方の安定的な財源を確保していくことが極めて重要であるとと考えております。

東京都税制調査会におきましては、これまでも地方分権の時代にふさわしい税財政制度につきましても、積極的に御検討をいただいております。その御提言は、国を動かす契機となり、また、都の施策にも具体化されてきたところでございます。

今年度は、新任の委員を多数お迎えし、新たな体制の下での検討をスタートいたします。皆様には、改めて税制の背景である社会経済自体の変化にも着目していただきながら、税制全般のあり方につきまして、地方の立場から積極的な御検討をいただき、これまでの成果をさらに発展させていただければと存じております。

特別委員及び委員の皆様には、誠に忙しい中とは存じますが、何とぞお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【税制調査担当部長】 次に、お手元に配付の座席表の並びに沿って、本日御出席の皆様を御紹介させていただきます。まず、正面向かって左の列から御紹介させていただきます。

東京都議会議員の〇〇特別委員でございます。

同じく、〇〇特別委員でございます。

同じく、〇〇特別委員でございます。

同じく、〇〇特別委員でございます。

同じく、〇〇特別委員でございます。

同じく、〇〇特別委員でございます。

特別区長会会長、荒川区長の〇〇委員でございます。

東京都市長会会長、羽村市長の〇〇委員でございます。

東京都町村会会長、奥多摩町長の〇〇委員でございます。

窓側に移りまして、まず、本日御講演をいただきます、東京大学地域デザイン研究室の〇〇特任教授でございます。

立教大学教授の〇〇委員でございます。

東京税理士会相談役の〇〇委員でございます。

千葉商科大学准教授の〇〇委員でございます。

立教大学教授の〇〇委員でございます。

慶應義塾大学教授の〇〇委員でございます。

日本大学教授の〇〇委員でございます。

和光大学教授の〇〇委員でございます。

明治大学教授の〇〇委員でございます。

法政大学教授の〇〇委員でございます。

一橋大学准教授の〇〇委員でございます。

本日、御出席の皆様の御紹介は、以上でございます。

なお、〇〇委員は、遅れて御出席と伺っております。お見えになりましたら、改めて御紹介をさせていただきます。

また、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員は、本日所用のため、御欠席をされております。

なお、本日御出席の委員の皆様には、お手元に東京都税制調査会委員の委嘱状を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、会長及び副会長の選任をお願いいたします。本調査会の設置要綱では、会長と副会長は、委員の皆様との互選により、選任していただくこととなっております。

どなたか御推薦をいただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 本調査会の会長には、地方財政に大変御造詣が深く、昨年度まで副会長をお務めいただいた〇〇委員が最適であると考えます。

また、副会長につきましては、これまで本調査会の運営に大変御尽力してこられました〇〇特別委員と、本日は所用で御欠席とのことですが、地方財政に御造詣が深く地方分権にも積極的にかかわっておられる〇〇委員にお願いしてはどうかと思います。

【税制調査担当部長】 会長に〇〇委員を、副会長に〇〇特別委員並びに〇〇委員との御推薦がございました。御推薦のとおり選任するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【税制調査担当部長】 ありがとうございます。〇〇会長、〇〇副会長、〇〇副会長とさせていただきます。どうぞ〇〇会長、〇〇副会長は、会長席、副会長席へお移りください。

(会長、副会長移動、着席)

【税制調査担当部長】 会長、副会長が選任されましたので、ここで知事から諮問をさせていただくところでございますが、知事は本日所用で欠席しておりますため、知事の代理として〇〇副知事が諮問文を読み上げさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、お手元の資料1「諮問」をご覧くださいと存じます。

【副知事】 〇〇でございます。

それでは、諮問をさせていただきます。資料1でございますが、下記の事項について諮問します。

平成27年5月11日、東京都知事、舛添要一。

地方分権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求める。

以上が、諮問事項となります。どうぞ御検討のほど、よろしく願いいたします。

【税制調査担当部長】 それではここで、〇〇会長に御挨拶をいただきたいと存じます。〇〇会長、よろしく願いいたします。

【会長】 ただいま、皆様から会長に御推挙いただきました〇〇でございます。よろしく願いいたします。

この都税調は、平成12年度に創設されて以来、15年間にわたって、最初の会長が〇〇先生、2代目に〇〇先生と、このお2人の下で議論を積み重ねてまいりました。

その成果は、答申として、その度にまとめられまして、それが税制に関する東京都の方針に反映されてきたと考えております。

この度、〇〇先生の後を受けまして会長を務めることになりましたことは、大変光栄でございます。

今期は、新たに多くの委員に御就任いただいて議論を進めていくわけですが、これまでの議論、それから、答申を踏まえつつ、また、新たな課題に取り組んでいかなければいけないと考えております。

さて、先ほど、主税局長からお話もございましたが、平成27年度税制改正においては、いわゆる東京一極集中を是正するというのを掲げて、大都市圏以外、いわゆる地方圏へ向けた企業の拠点強化税制が創設されております。

また、平成27年度は国の予算におきましても、地方創生を掲げた予算措置が数多く設けられております。

ただし、地方という言葉は、皆さま御存じのとおり、実はいろいろな意味が含まれています。今、地方創生と国が言っている場合の地方というのは、主に大都市圏以外の地域のことを指して言われているように感じております。

ただし、今、知事からいただいた諮問の中にも、諮問文の趣旨の説明文章がございますが、これを大都市対地方という対立の構図で捉えるのはよろしくないと、私も考えております。

ここで言われている地方とは、東京を含む地域、若しくは、それぞれの地域にある地方自治体若しくは地方政府と捉えることが重要だと考えております。東京を含む地方がそれぞれの力を生かして、共に栄える国づくりを

する、と考えるとき、東京都は日本の首都であると同時に地方政府である、いわゆる首都地方政府という位置づけが非常に重要ではないでしょうか。

諮問文にありますように、地方分権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方を議論する都税調の意義は非常に大きいものだと私も考えております。税制が備えるべき原則を満たすとともに、いわゆる少子高齢化あるいは人口減少の時代における都市づくり、また、災害対策といった課題を踏まえて、個人、法人を通じた所得課税あるいは消費課税、資産課税それぞれについてあり方を提言していくことが、この調査会の使命であります。

皆様はそれぞれの分野において活躍されているため、大変お忙しいのですが、是非、この調査会の審議に御協力いただけるようお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、私からの挨拶とさせていただきます。

【税制調査担当部長】 ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事につきましては、〇〇会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【会長】 それでは、これから議事に入りたいと思います。

東京都税制調査会の運営及び検討事項について、事務局から説明をお願いします。

【税制調査担当部長】 それでは、本調査会の運営並びに検討事項につきまして御説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料2「東京都税制調査会の運営及び検討事項について（案）」という横長の資料をご覧ください。

まず、運営につきまして、若干の見直しを考えてございまして、この点から御説明いたします。資料の上段の「1 変更点」でございます。

これまで都税調は、直面する税制上の諸課題について必要に応じて提言を行うとともに、中長期的に検討すべき課題について3年間の任期を通じて検討を行うということで、1年目、2年目に中間報告、3年目に答申をまとめるというふうに平成18年度以降、運営してまいりました。

しかしながら、近年の状況を見ますと、国における税制改正の検討の中で、毎年のように地方税制をめぐる大きな動きがあり、しかも、税の原則や地方分権の流れに反するというべき、看過できない議論や改正が行われてきております。

このため、初年度、次年度であっても、これまで中間報告という表題でございましたけれども、その時点で俎上にある税制上の議論について、都税調としての主張、提言をかなり本格的に行ってきたのが現実でございます。

こうしたことから、1年目、2年目におきましても、国等における税制改正の動きをにらんで直ちに主張すべき事項はもとより、東京都が直面する税制上の諸課題や中長期的な税財政制度のあり方などにつきまして、その年度における一定の検討の成果を答申として取りまとめることとし、3年目におきましては、それまでの全ての検討成果を最終答申として取りまとめるというふうにはいかがかという趣旨でございます。

続まして、検討事項について、資料下段の「2 運営のイメージ及び検討事項」で、運営のイメージとあわせて御説明をさせていただきます。

平成27年度と書いた帯の下の2つの箱に、検討事項の大項目といたしまして、1つは、直面する税制上の諸課題に関する事、もう一つは、真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関する事、この2つは、前期までと同じ文言となっております。やや抽象的な表現でございますけれども、国等の動きを見据えながら、適時、適切に主張を展開するための弾力的な運営が可能となるよう、かような文言に整理をさせていただいております。

それぞれの大項目の下に、括弧でくくった事項でございますけれども、これらは、少し具体的な検討項目となるものでございます。ただし、これらの中には、直ちに主張しないと時期を逸するとか、繰り返して主張しないと

いけない論点があり、他方で、今年度、一定の検討成果を取りまとめながら、引き続き検討を重ねていくべき項目もございます。

内外の諸状況を踏まえまして、これらの項目の中から論点を整理し、今年度答申を取りまとめることとしてはどうか、そして、来年度以降、継続して検討する項目とあわせ、さらに新たな論点や新たな項目について検討を加えまして、29年度には、今期3年間の検討成果を取りまとめることとしてはどうかという趣旨でございます。

説明は、以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

今、説明していただいた本調査会の運営及び検討事項について、何か質問はございますか。また、御意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

【会長】 それでは、東京都税制調査会の運営及び検討事項について、この事務局からの案のとおりということにさせていただきます。

なお、これらの検討事項につきましては、例年どおりといえますか、前期までと同じように小委員会を設置したいと考えております。そこで集中的に検討していきたいと思っております。

小委員会のメンバー選任等につきましては、資料の設置要綱の6に「小委員会」という項目がございます。これにつきましては、会長の私に御一任いただきたいと存じます。

それでは、本日の議事は以上のとおりといたします。引き続き、本日は有識者ヒアリングに移っていききたいと思っております。

本日は、先ほど御紹介がございましたとおり、東京大学地域デザイン研究室の〇〇特任教授に、大変お忙しい中お時間をいただいております。

〇〇教授には「地域をデザインする」というテーマでお話をいただいて、今年度の議論に御示唆をいただきたいと考えております。

〇〇教授のプロフィールについては、お手元の資料をご覧ください。

それでは、事務局には準備をお願いします。

(会長、副会長移動、着席)

【特任教授】 時間ももったいないので、準備していただいている間に、自己紹介から始めたいと思っております。

今日は、東京都の税制調査会ということで、どんなお話をと思ったのですけれども、〇〇会長のほうからも、もう好きに、自由にやっつけていいというふうにおっしゃっていただきましたので、普段通っています福島県の話について少し話題提供できればと思っております。

冒頭なのですけれども、今日は「地域をデザインする」というタイトルにさせていただきました。地域というものが、そもそもデザインの対象なのかどうかというところから始めて、皆様、非常にいろいろ思うところがあるかもしれないのですけれども、私自身がどういうことを考えて地域という言葉を使っているのかということから始めたいと思っております。

表紙にありますように、私は地域デザイン研究室というところの特任教授なのですけれども、これは、去年の5月から立ち上げました新しい研究室でして、それまでは、私は、都市デザイン研究室ということで准教授をしておりました。

都市デザインというのは、この都市計画だとか、都市工学という分野では、一応、確立された分野としてあるのですね。アーバンデザインというアメリカの流れの中から、日本の中で、都市デザインといたら、ああいう分野だろうという、どちらかという、形だとか空間を作っていく、それを自治体の方だとか、専門家の方だと

か、あるいは住民の方々と作っていくというのが都市デザイン、アーバンデザインの本質的な意味だったのですが、けれども、さまざまな事情がありまして、私自身が新しい研究室を持てるということになったときに考えたのが、そうした空間だけを作っていくということから一步進めて、地域というものを念頭にした上でのデザインが重要なのではないかということに思い至りました。

(P P)

そもそも地域とは何かということで、ちょうど、今、〇〇会長も地方創生の中で、地方という言葉に触れられていらっしゃるかもしれませんが、幾つもの意味があるかなと思っています。

これは、研究室の名前を決めるときにも、いろんな方に御相談したことなのですが、英語に変換すると、むしろいろんな意味の分別といいますか、分類がしやすいのかなと思っています。

例えば、地域といったときに、いわゆるリージョンといいますか、より広域的なことを指して地域という言葉を考えていらっしゃる方もいる。あるいはローカルですね、これは、その地方に特有のというところが入ってくるかと思えますけれども、地域社会とか地域ブロックといったときにはローカルという意味が強くなってくるかなど。あるいは、ネイバーフッドとかコミュニティという言葉、あるいは、うちの地域ではこうなのですねという言い方をされる方がいらっしゃるかと思うのですが、そのときに、念頭においていらっしゃるの、もっと小さい、狭い、御近所さん、みたいな意味で地域という言葉を使っている人もいらっしゃる。あるいは、それこそ、ルーラルと、ノットアーバンということですね。東京のことは地域ではなくて、いわゆるひなと言うのですかね、そのことをルーラル、地域とおっしゃる方もいる。

あるいは、ドイツのランドスケープ、地理学の世界ではランドシャフトということが地域だと、つまりは景観ですね。地表面で行われていることが地域だという方もいるし、あるいは地域包括支援センターというものがずっとこのところ出てきているわけですが、そういうふうに行政の計画の中で、ある種の統治の単位として地域という言葉が使われることもあるわけです。

(P P)

地域ということを考え始めると、いろんな学問分野ですべて議論されていることなのですが、やはり地理学が、一番蓄積があるといえましょうか、いろいろ悩みながら1つの回答を出しているなど思ったのが、地理学者の〇〇先生という方が書かれていらっしゃる『地域の構造』という本があるのですが、その中で、空間的なものとは何だろうかということ投げかけた上で、少し文章が長いですが、引用させていただきますと、古来、日本語では、空間を「ま」「ところ」「場所」「土地」などと呼び、それからの具体的なあらわれを「しま」「むら」「さと」「ちかた」「まち」「くに」などとして捉えてきた。これらの言葉の意味するものは、単なる自然でも、また単なる人文でもない。それは、自然と人文とがひとつにおりなされた「すみか」として、人間存在にとって根源的なものであるということをおっしゃっています。

つまり「ま」とか「ところ」と言っているものは、あるいは「場所」とか「土地」と言っているものは、1つの限られた空間的な場所なのです。だけれども、それらが「あらわれ」という言葉を使っていますが、何らかの関係性を持つことによって「しま」とか「むら」とか「さと」とか「ちかた」とか「まち」とか「くに」という、ある種の地域圏、ネットワーク、そういった違うものに生まれ変わる、あるいはそういう新しい価値を持ち始めるというようなことをおっしゃっています。

ここで最後に「すみか」と、つまり、人が住むということは、個別の「ま」とか「ところ」とか「場所」とか「土地」だけでは成り立たなくて、それが具体的なあらわれを持つことによって「すみか」、これは、私がさっきから言っている地域なのですけれども、そういうものになり得るのだということをおっしゃっているのです。

恐らく、こうした言葉の少しの違いはあるのですが、意味しているところが、むしろ最終的にやらなければいけないことは「すみか」となり得ている地域、そういうものをつくり出せるデザインとは何かということ

を考える、そういう研究が重要ではないかということを考えるに至りました。

(P P)

もう少し行くと、例えば、現象学という分野がありますけれども、その方たちが言っている言葉としては、生きられる空間です。生きられるという、その空間が受け身になること自身が非常に感覚としてはおかしいわけですが、それは、どういうことを言っているかということ、物理的な場所があることだけではなくて、先ほどの自然でも人文でもないという言葉がありましたけれども、そこに主体性が入り込むということです。誰かがそこで生きている、暮らしを送っているという、そういう空間が地域であって、ですので、誰の手も入らない関係のないようなところは、地域というふうに考える必要もないのかもしれない。

(P P)

あるいは、ある別の研究者は、恐怖の景観という、そういう本を著しているのですけれども、恐怖という、まさに人間が生きているからこそ感じとれるような、今回、東日本大震災のときには、津波の場所がものすごくいろんな風景として出てきましたけれども、ああいう共同体が本当に恐怖だというふうに感じとれる景観、そういうものを持っているのが1つの地域のわけで、そういうものを共有できる場所が1つの地域と言えるかと思いません。

あるいは、今日お見せしているのは、ここに載せているのは、福島県の南相馬市小高のところのある民家の中に入れていただいたときの写真ですけれども、報道の中でネズミに荒らされているかかというのは、皆様百も御承知かと思うのですけれども、それが実態としてどういうことなのか、右側の写真であり、あるいはそういうその部屋の鴨居に置かれている写真群というのは、その家の先祖代々の写真だったりするわけです。つまり、そこで、どういう生きられた生があったのかということまで含めて地域というものを理解する必要があるだろうと考えております。

(P P)

また、別の研究者は、地域の一番重要なところとして、関係が重要だと、リレーショナル・パースペクティブという言葉を使っているのですけれども、関係性というものを見通す、そういう力を私たちは持たなければいけないのではないかということを行っています。

それを簡単に言ったときのイメージ図として、私がお持ちしたのは、阪神・淡路大震災のときに、いろんな漁港とか漁村から支援に行っているのですね。そういう船がどこから出て、どういうふうに関係性を持っていたのかかというのは、日常では見えないのですけれども、でも、日常がもしかしたら、見ようと思えば、この非日常のネットワークみたいなものは見えてくるかもしれない。こういうものを日常的に支えておくということをしなければ、非日常が過ごせないわけなのです。

(P P)

そういう意味で、地域というのは、暮らしを何らかの形で支える物理的な領域であるということです。

地域デザインというのは、そうした暮らしを支える空間と制度のデザインだというふうに考えています。

それは、なぜならば、暮らしそのものをデザインすることはできないから。それは、お一人、お一人が自由の中でやっていらっしゃることであって、その暮らしを支えようと思ったら、空間と制度、そういうものが我々としてはデザインできる対象であって、そこによって、おのずと暮らしがきちんと持続していく。そういうことが、恐らく地域デザインの目的といいますか、地域デザイン研究の明らかにしたいところでございます。

そのときの特徴としては、敷地も重要なだけけれども、街区も重要なだけけれども、いろんなスケールが折り重なっているところに初めて、先ほどのすみか、あるいは地域というものが現れるだろうという、その多重的な見方が、まず1つあるだろうということです。

当然、地域の内部には、そうした暮らしを共同体として営んでいる方たちがいて、言ってみれば、その方たち

のコミュニティーというものがものすごく重要なわけですけども、ですので、そのコミュニティーの意思とか、意見とか、主体的な参画というものが、地域デザインの方針になればいけないのですが、同時に、地域というものがある種の領域であるとするならば、その外側に対しても何らかの配慮がないと、それこそ、さっき〇〇会長がおっしゃったような東京 v s . 地方みたいなことになってしまうわけですね。そうではなくて、東京と、今、地方創生の中での地方と言われている場所と、どういう関係を結ぶことができるのかと。内側からだけではなくて、外側に対しても、そういう側面、ソーシャルという言葉を使いましたけれども、そういうものが必要とされているというのが地域デザインの特徴なのかなと思っています。

(P P)

その地域デザインが対象としている暮らしなのですが、そもそも暮らしとは何かと考えますと、共同体が持続的に、1日で終わってしまうものでは暮らしは成り立ちませんので、ある種の永続性を持ってこなければいけないわけです。

そうすると、当然生業に役立つ、そういう土地利用でないといけない。地形とか地質ということですけども、生業を生み出せるような場所として、その地域が持続できるかどうかという視点は、とりもなおさず、重要なことだと思っています。

ただ、それだけでいいかということですね。それだけでいいのかというと、そうではないだろうと。それは、名づけ得ぬ質かもしれないけれども、あえて一言で言えば、その町が暮らしてきた集合的な記憶です。そういう作ろうと思っても作り出せないものです。これは、ものすごく価値のあるものだなと。ちょっと今日の後半のお話の中でお伝えできるかどうかわかりませんが、私たちは、今、2015年という時期にいて、真っさらな地域を扱っているわけではなくて、ずっとそこに営まれた暮らしがあったところが、例えば、縮退であったり、限界集落であったりというような名前の中で名づけられて、もうそこは用事がないのではないかと思われている。けれども、その地域の方々にとっての、人生とか、すみか、先ほどかけがえのないという言葉がありましたけれども、本当に重要なものとして、その町が何だったのかという集合的な記憶が重要だと思っています。大きく言うと、そういう2種類を暮らしというものは必須としているといえますか、そういうものの上に成り立っていると考えられます。

それから、今のお話の冒頭に言ってしまいましたけれども、安定が志向されると。これは、非常に研究としても取り扱いにくいところなのですが、安定の志向をどうやって係数化できるか、なかなかこれはできなくて難しいのですが、当然といえば、当然のことだろうと思います。

それから、暮らしというのは、もともとはリソースですね。資源をさっきの生業という話ともかぶりますけれども、資源をいかに生み出せるかということが非常に重要で、それを共同体の共同の中で、どうやって生み出せるのかという話と、生み出したものをどうやって分配するかというのが、暮らしの基本的なルールとしてはあるべきです。

同時に、ここがなかなか見えにくいところですけども、リスクですね。リソースがあれば、リスクもある。そのリスクをどうやったら減らすことができるのか、防ぐことができるのか。また、それをみんなで分担できるのか、そういうあたりのルールが、実は地形とか地質あるいは空間とか制度の中に、きちんと織り込まれていると、合理的な形で織り込まれているということがすごく重要だなと思います。

(P P)

そうした場所を考えるのに、今、いろんな場所で、全ての地域で考えるべきだし、東京都の中でも考えるべきところというのはものすごくたくさんあるわけですけども、一番ふさわしい場所として、今、本当に課題を大きく持っていて考えるべき場所として、やはり福島があるのではないかということです。

これは、いわゆる災害危険区域の一番手前ぐらいから海側を向いて撮った写真で、福島のランドスケープは、

大体海側でこうなっています。どうなっているかという、こっちが海です。海側に向かって、海岸段丘がずつと伸びてきて、海岸沿いにあるのではなくて、海岸に向かって伸びているということが結構おもしろいところです。ここからがくっと海岸段丘として落ちていくのですけれども、その手前に、今回の千年クラスの津波では、全部あらわれてしまって、もともと田んぼも非常に多かったのですけれども、家もたくさん建っていたと。そういう場所が4年2カ月たつ中で、これだけ、ただの草地になっているということです。

もう少しズームアップしてみると、見にくくて恐縮ですけれども、この中には、全部だめになってしまったところもあるし、再建しているような家も含まれている。非常に一戸一戸の家でも事情が違うというような状況があるわけです。

(P P)

こういう絵は、本当に皆様、もう百も承知でいらっしゃると思いますので、飛ばしますけれども、今日、お話しします南相馬市というのは、ここにあります。いわゆるレッドゾーンですね、帰還困難区域とか、居住制限区域、イエローゾーンがあるとともに、大きく南の部分を避難指示解除準備区域となっております、これを大伸ばしにした、これが南相馬市です。この赤いのが津波に襲われたところです。

(P P)

これもざっとしたおさらいですけれども、何が問題かって、私、実は岩手県の大槌町というところのリアス式海岸集落の復興計画もずっとお手伝いしてきていて、そこと全く違う、同じところもたくさんあるのですけれども、違う様相もあると。

一番違うのは、震災関連死という形が福島県では多いということです。これは、統計の仕方、私のほうで、少し違うやり方をしてしまったので、震災関連死の方のほうが少なくなっていますけれども、基本的には、福島の方のほうは、震災関連死のほうが多くなっている。つまり、災害が終わっていないという、そういうことです。

(P P)

これも、1年目ぐらいまでは300人以上の方々が3カ月ぐらいの中でどんどん亡くなっていかれていて、その後も、これは1年目から3年目まで全部入ってしまっていますけれども、100人以上の方々が毎年、まだ亡くなり続けていらっしゃるということです。

(P P)

震災関連死は、全部で、この統計、平成26年9月30日の時点では1,793人の方が福島県では亡くなっていて、その中で南相馬市は463人の方が亡くなっているという、ちょっと驚くような数字がまだあるわけです。

(P P)

この南相馬市というのは、おもしろいといえますか、よくあるといえば、よくあるのですけれども、3つの市町村が合併してできていて、鹿島町、原町市、小高町、今日は小高町の話をしてと思っています。

なぜならば、小高というのは、先ほどの避難指示解除準備区域でほとんどが覆われていて、この2つの元の市町はほとんど入っていないのです。山のほうは、人が余り住んでいないので、ほほいつもどおりといえますか、余り変わりがない。1つの市の中で、ここだけが原発の非常に深刻な影響を受けているということです。

(P P)

さっきと順番が変わって恐縮ですが、一番上が小高で、真ん中が原町で、3つ目は鹿島ですけれども、この緑は、原発が理由で休業していると、生業がどんどん止まっているということです。

下のほうは、各事業所における従業員の雇用状況なのですけれども、小高だけということでもないのですが、休業が非常に多いと、半分ぐらいがまだ休業しているということです。

小高に住んでいらっしゃる方で、例えば、原町だとか、あるいは鹿島のほうに、あるいはもう少し違う場所に働きに行っている方は、3分の1ぐらいはいらっしゃるのですけれども、小高の方は、多くが雇用がなされていないという状況です。

(P P)

さらに深刻なのが、災害の状況について、緑は未定という状況です。まだ、これからどうすればいいのかわからないという状況が、ほとんどの場合、小高にはあるということ。

(P P)

来年の4月に避難指示解除が予定されておりまして、今年の12月に市長さんが最終判断をしますけれども、1万2,000人ぐらいの小高区という町、あるいは小高区という地域ですね。そこで何ができるのか。つまり、帰れるか、帰れないか、あるいは帰るべきなのかどうかも、よくわからないようなところの地域をひもとく、あるいは、その構想を考える、今、そういうことをしておりまして、研究成果として皆様にお伝えするというよりは、今のオンゴーイングで進んでいることを共有させていただければと思って、今日はお話をお持ちしました。

(P P)

これは、いわゆるグーグルマップ、写真的なものですけれども、GISなのですが、これを見ていただくとわかるように、阿武隈高地ですね。阿武隈高地のうっそうとした緑から、一気にここから田園風景が広がり始めて、そして、何本か太平洋側に向かって川があって、その流域圏沿いに、それぞれの街なかの固まりがあって、海岸には海岸の漁村集落が昔はあったという非常にわかりやすい地形と地質を持っています。

(P P)

本当に一目瞭然で、ここまではさすがに無理だろうと。こちら辺に幾つかため池みたいなものが見えると思うのですけれども、これが二宮尊徳のいわゆる御仕法ですね。あのころに、一生懸命新田開発を頑張って、近代の始まりですけれども、そういうことをやっていったと。

その1個上の人が住んでいないところに、さらに大きな固まりがありますが、これは、1970年代のダムの開発ですね。同じようなことを違うスケール感でやっていったというのがよくわかると思うのですけれども、そうやって人が住める場所あるいは生きていける場所の確保をしていったということです。

こういう流域圏ごとに、これが小高の中心市街地なのですけれども、小高があるし、それから、こちらの川沿いは、もう少しこちらに行くと浪江という町がございます。こちらに行くと、今度は原町という町がございます。

こういう流域圏ごとにまとまったところに、いわゆる浜街道ですね、浜通り、よく天気予報にも出てきますけれども、そういうものをつなげて、常磐線があって、縦方向のつながりの中で浜通りという1つの地域圏をまた作っていったということになります。

(P P)

これは、明治時代の地図なのですけれども、ほとんど大きな構造としては変わっていないということがわかるかと思います。

(P P)

そういう場所で、地域協議会というのを、ずっと去年の秋ぐらいからお手伝いを始めているのですけれども、これは、どういう単位かといいますと、いわゆる地方自治法の中で認められていて、むしろ先生方のほうが詳しいかと思いますが、昔の市町村が地域自治区というものを作って、市町村長の権限で、自分たちの自治をすると、そういう地域自治区に基づいて作られている地域協議会。

その中で、小高の地域は、南相馬市の方が作る、彼らにしてみればトップダウンですね。そういう地域のあり方というもののはちょっと違うのではないかということ、3年以上ずっとふつつつと思っていた。それをもう少しボトムアップ型でできないかということで、地域協議会のさらに下部組織としてワーキンググループを設けて

いただいて、私たちの研究室で、こういう模型とか地図とかを運び込んで議論をし始めているということです。

(P P)

小高区の特徴は、こういう1つの小高という地域もそうなのですが、よく見ていくと、さらに小さな36区の行政区に分かれている。これも1つの地域なわけですね。そういういろんな地域が多重に重なっているということがわかってきます。

そうしたときに、こちらの山側の地域と、海側の地域と、それから、さっきの流域圏の真ん中にぶら下がっている町なかの地域というのは、また、全然違うタイプのものであるわけです。そうすると、どの単位で、何を決めていくべきか、何を決めて、何の責任を持っていくべきかというところが、実は制度としても全然ないということも一緒になってわかってくるわけです。

(P P)

それが、日常の中だったら構わないわけですが、こうした非日常ですね。

(P P)

これはまちなかの写真ですが、本当にゴーストタウンです。わかりにくいですが、歩道からは、もうほとんど下から雑草が生えてきていて、ある意味、そこには生命力を感じますが、本当に厳しい状況がまちなかです。

まちなかに一旦フォーカスして見てみますと、さっき申しました川沿いにあるのですが、小高神社があります。

(P P)

明治時代ぐらいから、また変遷をたどりますと、このぐらいの時期から、きちんとしたまちなかなるものが、実はあります。これは、近世の頃からあります。それは、なぜならば、ここに神社があって、それは中世の山城だったからなのです。そういう1つの歴史を持ったまちなかが、例えば、川が非常に荒れるというところがあると、物理的な改修を行って安全なまちなかを作っていく。あるいは、それが本当かどうかわかりませんが、やはり、生業としてもっと豊かでありたいということになってくると、原発の誘致が始まっていく。

実は、小高と浪江の間の原発誘致というのは実現していないままで、今回の東日本大震災を迎えて、正式に誘致しないということになったわけですが、そういう状況もある。

それで、合併が続いていったときの状況としては、こうしたまちなかになっている。

オレンジの部分が、人が住んでいる場所ですが、こうして見ると広がっているように見えるのですが、実は、それは密度が薄まっただけで、人数としては、そんなに大きく変わりはない。1970年代ぐらいが一番多かった。

(P P)

もうちょっとはっきり見ていくと、先ほどの小高神社ですね。中世の山城がこの上にありまして、そこから真つすく妙見通りがあって、それに直交するように、この部分だけは浜街道が東西方向に入っているのです。そこが、右下の駅からの商店街と半分重なる形であったということ。

(P P)

これは、正面に神社が見えているのですが、例えば、手前の左側には、ブルーシートがかかっていますが、そういう場所に何があったかという、こういうものがあつたわけです。そんなにたくさん、こうしたものが並んでいるわけではないのですが、こうしたものが、実際、地域の方々にとっては非常に誇りだったので、危ないしということで、どんどん取り壊されていく。

そうすると、地域に対する誇りだとか、小高のまちなかはこうだねという、先ほどの集合的記憶というようなものもどんどん薄れていく状況にあつたわけです。

(P P)

そうしたまちなかで何が起きているかという、ゴーストタウンとは言いながらも、現地にいて再開されている釣り具屋さんなどもあります。何てことはない釣り具屋さんかもしれないけれども、開けることによって、何となく人が戻ってきた、日中人が戻ってきたときに、そこに居場所ができていく。あるいは、新規開店というのも出始めます。これはよく「ガイアの夜明け」とか、いろんなテレビ番組でも取り上げられていらっしゃる方ですが、新しい場所をつくろうと、ここで働く場所をつくろうという動きも出てきます。

(P P)

それから、仮設商店街につられて再開をされる方などもいらっしゃいます。こういう魚屋さんなどが地域の暮らしを支えていたということもわかってきます。

(P P)

あるいは、秋祭り等々の日常的なことではないのだけれども、イベントとして、まちなかに人を呼び戻す。そうすると、一旦人が集まってきて、こういう町だったねというところの、では、戻ろうか、戻らないかというときの、1つの判断材料になっていくような場所が、時間ができてくる。

(P P)

先ほど言いましたように、そういう過程の中で、物理的な空間として、今、お伺いしているのは、小高のまちなかがどういう場所であったのかという、その記憶を皆様にお伺いしているところです。

(P P)

こちら辺は、皆様のお手元の資料にも配付したかと思いますが、そうすると、だんだん小高のまちなかの本質というものが見えてくるわけです。

(P P)

では、震災前、どういう町だったのかという、商店街と言っても、別にそこでいろんなことが儲かるというよりは、いろんな教育施設、小学校、高校、中学校があって、教育施設があると靴屋さんが何軒か、靴屋さんが生き残っているのは、そういうところの上履きを売っていたりするわけです。あるいは呉服屋さんが着物屋さんとして、さらには洋服屋さんとして、洋品店として生き残っているのは、そういういろんな教育施設の制服を売っていたりするような、そういう場所として回っていているわけです。

たしかに、そういうものが、価格を高止まりするような、そっちの方向も恐らくはあったに違いないと思うわけですが、そういう小高の方たちが地域として暮らしていくための必要な場所として店舗がつくられていると。郵便局とか銀行といったものがあったり、あるいは非常に興味深いのが、例えば、葬儀屋さんがある。その葬儀屋さんというのは、必ず小高の方たちが使う場所ですけれども、その方たちが、例えば仕出し弁当を使ったりとか、お花屋さんを使ったりといったような、そこに三角形のヒエラルキーみたいなものがあるわけです。

一方では、床屋さんみたいに、毎日誰かが、そこでたまり場としていくような場所もある。そういういろんなものが組み合わさったものとしてまちなかがあって、そういう場所として、もう一度小高のまちなかを再生するのだったら再生しないと意味はないだろうということですね。

印象的なのが、儲けるために戻る場所ではなくて、東京だとか、いろんなところで働いて、その間は仕送りをするのだけれども、自分が年金生活者になったときには、その店主として戻るといったようなことがあった。そういうまちなかとは何なのかということです。

そういう町が被災を受けるとどう変わるかという、皆さん、それもやはり儲かるから戻るわけではなくて、待っている人がいるから再開するというような理容室さん、床屋さんであったりとか、あるいは魚屋さんも待っている人がいるから、一旦は復興商店街で再開して、あとは配達をしていって、いつか戻りたいのだということ

をおっしゃる。

(P P)

そうしたまちなかは、まちなかとしてあるのですけれども、申しましたように、小高地域というのは、まちなかだけではない。まちなかと、いろんな在との関係の中で、小高地域があるので、まちなかだけ、どうしても南相馬市さんとしては集中しがちなのですけれども、やはり、もっと周辺も見なければいけないということでお伺いをしていくと、これだけ厳しい、いわゆる山際というのは、御承知のように、汚染濃度がかなり厳しい。もう一度酪農だとか畜産をするというのは、恐らく、すぐには難しいだろうという中でも、まずは飼料づくりから何とかしたいということをおっしゃいます。

よく牛の話は出てきてマスコミに載りますけれども、例えば右上の牛舎の柱は細くなっているのですね。おなかがすいた牛が一生懸命それがかじった跡があったりするのですけれども、そういう場所の酪農家の方たちが、もう一回飼料づくりをしていこうとしている、つまり、その場所、土地を諦めようとしていない、そういう状況があります。

あるいは、漁業のほうも、全く福島のお魚は売れないような状況の中で、漁業再開をしたいと皆さんおっしゃるわけです。でも、その方たちは住む場所も、半分の方々は災害危険区域になってしまっていて、集落としての体をなせるかどうかもわからない。そういうような中で、何をしようかということ、今、考えています。

海沿いの集落は、津波による壊滅的な被害があって、災害危険区域も指定されている。漁港整備とか、漁業再開もめどが立たない。でも漁業を再開したいとか、あるいは集落に戻らなくても、何らかの形で集落と関係を持っていたいという方が結構いらっしゃるということもわかってきました。

山沿いの集落は、汚染濃度が非常に高いのですけれども、過去にももっと厳しい、例えば、1991年の牛肉の自由化のときの彼らの乗り越え方、危機の乗り越え方といったことも、非常に彼らとしては、まだ記憶の中にあって、あのときに乗り越えられたのだから、今回も何とかして乗り越えようということもおっしゃっている。

でも、一方で、小さい子供がいる家族などは、どうしても戻ってこれないといったような分断も始まっているということ。

(P P)

さっきからお示しましたように、空間と時間によって、その地域を理解するという方法論をとるわけなのですけれども、では、小高の歴史をどうやったら理解できるのかと考えますと、やはり、リスクが顕現して、非日常になったときに、それを乗り越える方法を何回も編み出してきているという、そこに知恵の宝庫があるという理解の仕方もあるだろうと思われまます。1個1個はやりませんが、そういう中で東日本大震災を迎えたのです。

(P P)

有名な相馬の野馬追というのも、これは平家の家系の行事だというふうに言われていますけれども、これも徳川幕府がここにやってきたときに、当然禁止されるわけですね。これは軍事訓練ですので、禁止されるのですけれども、いやいや、これは神事だと、軍事訓練ではなくて神事なのだということを言い張って、近世もずっとこの行事は続いていくわけです。

いまだに、これは震災後も規模を縮小しながら、だんだんまた大きくなりましたけれども、やっていくということの意味というのは、多分、軍事訓練、何かに備えるということ、それは別に軍備しろと言っているわけでももちろんないので、そういう伝統としてやっていくと、そこからいろんなものが生まれていって、馬を育てるというコミュニティーとか、馬を育てる技術だとか、もっと小さな単位で継承されていったりとか、あるいは右下の写真なども象徴的ですが、やはり、野馬追の役を終えた方が、家族と一緒に家路につくと、恐らく、これは千年前から同じ風景があったのではないかと思いますけれども、そういう何か本質的なものが、

こういう長い行事を通じてわかってくるわけです。

(P P)

今、我々がやっているのは、そうしたいろんな、昔から続いているものもあるし、あるいは今回の被災をきっかけにして、新しく生まれ出た動きもあるけれども、そういうものを、なるべく拾いながら、活動そのものを大切にしていこうというような意味で地域構想を作成しています。

(P P)

これは、去年ずっとやっていたことなのですが、ことし、また、この地域構想をさらに拡充して、いろんな実践を生み出して、来年4月の帰還を迎えたいということを行っています。

(P P)

ちょっと長くなっていますが、最後に問題提起といいますか、こうした東京都のほうの皆様の間にも考えていただきたいものを整理してみました。

1点目は、災害だとか避難生活をいかに改善できるかと。これは、今、確かに東京では災害と言われるものは起きていないかもしれないのですが、福島では、今も進んでいる。さらに震災関連死が起こるほど、それほど重大な災害とか避難生活というものが、今も続いている。そういうものに対して、私たちは地域を超えて何ができるのかということを考えなければいけないのではないかとというのが1点目です。

しかも、それが漠と1つの避難生活と余り雑に考えていても、やはり丁寧な支援はできなくて、災害からの避難直後、これは、原発被災の方、仮設に入るまでに平均で4回も場所を変えながら避難をされていらっしゃるというデータがあるのです。けれども、過酷な災害直後の状況、それから、今、帰還準備というものがすごく不安なことを抱えながら過ごされている状況の中で、あるいは帰還直後ということも考えなければいけない。

つまり、帰還直後というのは何が起きるかという、例えば、ブロック塀がまだ全然直っていないような状況ですね。そこに、例えば家族で帰ったとしても、自分の子供がそんなところを歩いていたら、非常に危ないじゃないかと思うと思うのですが、では、そういうものをちゃんと整備できるような体制になっているかと、なっていないわけですね。

そういう一個一個の帰還の非常に細かいリアリティーみたいなものを想像するというをしないと、こういうことは多分できないのではないかと思います。そうなってくると、地域の主体性というものが問われてくるのだらうと思います。

(P P)

それから、原発被災とは何かということですね。ここまでひどい原発被災というものは、もちろん、東海村とかはございましたけれども、これだけ面的に地域としての暮らしが損なわれていることはない。

超長期とか、見えないという状況に対して、いろんな中で分断が起きている。この分断が、どうやったら紡げるかというあたり。

(P P)

もう一つ考えなければいけないのが、復興のメカニズムです。これは、むしろ研究者として考えなければいけないことで、考えていることなのですが、復興というのがメカニズムとして捉えられるのかどうかというあたりです。それは、個別の事業所が再開して、その個別の事業所の話が、何らか地域のある事業所あるいは地域産業ということに、どうやったらシフトしていけるのか、あるいはつなげられるのか。個別の事業所が頑張られても、結局、地域産業として空洞化していくと、地域としては意味がなくなってくるわけですね。そこをどうやってつなげられるのかというあたりを、今、実際の調査をしながら考えている。

(P P)

最後に地域とは何かということなのですが、本質的には2つぐらい考えなければいけないことがあるか

など思っています、実は制度として多様な単位を重ね合わせるということがものすごく難しいわけですね。

1個は、南相馬市という市だとか、福島県というものは、一応、いろいろ法律のもとでも位置づけられているわけですが、小高区とか、さらにその小さな大字の集落という単位になってくると、そこで何かを考えるという法制度が全く整っていないわけです。

広い方向でもそうで、いわゆる福島県下の被災12市町村ですね。原発被災をしていらっしゃる方々の力が全く1つの力を持っていない。それは、なぜかという、広域というものが、どうやったら1つの力になれるか、そっちも法制度が全然整っていないのではないかと思っています。

狭い方向にも広い方向にも、なかなかまいこと地域構想を考えて、主体的にやっていくという単位が設定できなくて、それは、実は暮らしの単位というリアリティーと全く結びついていないのではないかと、これが1点目。

2点目が、非常に細かい話も含めてやっていこうとすると、もちろん、大きな意味での支援だとか、援助というものも必要なのですが、主体的に介入するとか、介入した上で責任もとるということもやっていかなければいけないのですが、それは、もしかしたら、福島の方々に突きつけられている問題かもしれませんが、なかなか自分が、みずから自治をしていくという態度を今までしてこなかったと。今日は、歴史の話を本当にさらっとしかしていませんけれども、ああいう歴史の中で、いろんなものが物理的な環境の改善だとか、あるいは研究会を作ったりということをやっていたらよかったのですが、それを何らか政治というレベルにまでは、まだ達せられていなくて、その自治というものと、暮らしというものを結び合わせるというようなことを、今回の被災を超えてやっていかなければいけないのではないかなというようなことを考えています。

以上で話を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

【税制調査担当部長】 ○○教授ありがとうございました。

ただいまの御講演につきまして、御質問をいただく前に、会長、副会長にお席にお戻りいただきたいと存じます。

恐れ入りますが、少々お待ちください。

【会長】 ○○先生、大変ありがとうございました。それでは、これから意見交換に入りたいと思います。

それでは、ただいまの講演の内容につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

いかがでしょうか。

○○委員、どうぞ。

【委員】 最後、ちょっと表へ出て伺えませんでした、大変ありがとうございました。

簡単に申し上げますと、私ども○○副会長さんと一緒になって地方法人税の国税化に反対を、○○副知事を初め、前の局長さん、皆さんと一緒にいろんなところをお願いしてまいりました。

しかし、国会議員の方々の一方的な議決で、私どもの意見は結果として通らなかった。そうしているうちに、今度は、我々の基礎自治体、都のような広域自治体ではなくて、基礎自治体の分も国税化をするという動きが、次の消費税アップのときをポイントとしてやろうとしている。

それで、全国市長会という組織があるわけですが、そこで、私は総務省事務次官に反対の意見を、東京を代表して申し上げました。

そのときに、特徴的なことは、交付団体になってしまった、例えば、岐阜県の例でございますが、全ての市が交付団体になってしまったわけですが、ここの市長の方々から、地方法人税の国税化によって、東京から既に相当な支援をもらっているのに、この上、これを追加的にやるということは反対であると、信じられないような御意見が出て、聞いてみればなるほどと。我々は自力で立ち上がりたいと、東京の御好意に甘えるばかりではいけ

ないと思うということ、大垣の〇〇市長を中心に、その意見が出ました。

それから、愛知県からも同様の意見が出ました。それで、こういうことを背景に、私ども特別区長会は、地方の全ての自治体にアンケートを出しました。東京23区が何かお手伝いできることがございますでしょうか。

先生、つまり申し上げたいことは、そういう声が地方に起こっています。私ども徹底してアンケートをとりました。300件を超える回答をいただいています。それで、エンドユーザーとして東京は何ができるのか、サプライチェーンの連結をどう維持していくのかという趣旨のお尋ねをしました。

その中で、質問に入りますが、主導的な財界人が、今、まち・ひと・しごとという順で地方創生のタイトルが国から出されているけれども、あれは反対であると、まず、しごと・ひと・まちにしてこそ、地方創生はできるのだと、こういう意見です。

これは、一見、表紙のタイトルの順番を変えるように、私はそう簡単な問題ではなくて、こういう発想がなぜ国にないのか。やはり、さっき先生のお話を承っていて、最後のしごとというのは、まさに、簡単に言ってしまうと、地域経済、しかし、暮らし、それから、人と人とのつながり、災害地でもそうです。災害のないところでも、こういう意識はあって、東京の一極集中は、まちというのを先に出すから、何か地方が廃れてしまって、東京に対して、何かいわれのない、Iターンすらない、Uターンは、なおないというようなところにつながるのだと思うのであります。

そこで、私ども都税調のメンバーをずっとやらせていただいておりますが、申し上げたいことは、地方税の再分配措置が始まった2008年度以降、累計1兆円に及ぶ都の税収が地方に再分配されているという話ではなくて、どうやったら一緒にWin-Winの関係で手伝えるのかということ、これを税制面で反対だ、反対だと言ったって、衆寡敵せずですよ。

そうではなくて、この国のデザインをどうするのかというときに、やはり、東京がよい意味で何がお手伝いできるのかということ、これを税制の仕組みの形をという議論ばかりではなくて、税収で何ができるのか、東京の人ももちろん喜んでくれるという、そういうことを考えていかなければいけないのではないかと。都税調は、そういう重い場所であるというふうに思って参加をしておりますが、いかがでしょうかというお尋ねであります。

【会長】 ただいまの御質問は、それぞれの地域の自立について、東京がどうやったら貢献できるか、つまり手伝えるか。税収を取りあうという話も現実にはあるわけですが、それを越えて、もっと根本的な問題として東京都と全国のそれぞれの地域との関係についての御質問かと思えます。これについて、お願いします。

【特任教授】 本当にありがとうございます。

今、300件のアンケートとか、本当に拝読させていただきたいと思いましたが、そういう動きが東京側からもあるし、あるいは岐阜の方々からもある、あるいは愛知の方々、本当に知らなかったもので、本当に重要な動きがあるのだなということを感じました。

問題提起いただいた、東京で地域に対して、地方に対して何ができるかということなのですが、私を感じておりますのは、東京大学におりまして、最近どんどん東京出身の人たちが多くなってきていて、私が学生のころなどというのは、もっといろんな方々がいらっやっていて、私自身は、実は東京生まれの東京育ちなのですが、だから、東京が好きなのですけれども、割といろんな、そういう暮らしがあったのかというところが、大学のときに初めて、ものすごく自分の世界が広がったということがございました。

今は、そうでもなくなっている、あるいはうちの子供たちなども、どんな仕事をしようかと思ったときに、都市の仕事しか知らないわけなのです。

そういうことを思うと、あるいは私自身がいろんな地方に仕事で行っていると、その方たちは、やはり東京にあこがれてしまう。お互いにリアリティーを知らないで、そのままの人たちがどんどん大人になっていって、何か余りよろしくないのかなと思っていまして、東京には、是非いろんな地方の若者たちが自分の実力を身につ

けるだとか、あるいはもう少し広い世界を見ることができるという場所をもっと作ってほしいなというのが一番思っていることです。

それは、例えば、住環境などもそうかもしれないのですけれども、もちろん、高齢者対策というのはすごく重要なのですが、勝手なことを言いますと、高齢者の方々は、やはり人数が多いので、選挙で多分勝っていくと思うのです。あの方たちの世代に、いい政策というのは、今、山ほど出ているし、研究としては、ここら辺への助成金というのは、いろんな研究助成が出ているのですけれども、若い人たちをどうするかというところが、非常に手薄なのではないかなと思っています。

ただ、ニューヨークの研究をしていた時期があるのですけれども、ニューヨークでおもしろいのは、芸術家の卵の人たちに、ある種の技術を認められれば、そこにアパート、住めるような権利を、バウチャーを出していくというようなことをやっております、それによって、彼らは本気で夢を見ることができるし、だめだった場合にも、自分はそこで一生懸命頑張って、そして地元に戻るのだという、人生としての充実を得ることができるのではないかなと思っています。

逆に東京の若者は、できれば、漁業だとか農業は何が起こっているのだろう、畜産業で何が起こっているのだということを、ちゃんと理解できるような、本気で人が東京と地域とを行き交うことができ、お互いを知り合うことができるような、そういう環境づくりというか、そういうところに税金を使っただけだとありがたいかなと、個人的には思っています。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、ほかに御質問、御意見がございましたら、いかがでしょうか。

では、〇〇特別委員、どうぞ。

【特別委員】 貴重なお話、ありがとうございました。

直接的には、今、〇〇委員のほうからもお話があったように、福島を初めとしての復興に東京都としての貢献というのは、まずは、直接的にはあると思うのですが、同時に〇〇先生のお話で、最初のほうにおっしゃったように、東京のこれからの地域のデザインと言うのでしょうか、とにかく都市を作っていく上で、福島の経験を参考にしてほしいというような御趣旨もあるかと思うのです。

その上で、私が一番気になっていることは、東京の町で、例えば、相馬野馬追のようなものは、また別の形ではありますけれども、相対的にいうと、非常に地域に密着したものが少ないのではないかな。何度も空襲その他で町が大きく変わってきておりますので、地域として守るべきものは何なのだと。そういうものを取り戻していくのが復興と、単純に考えればそうだと思うのですが、東京の場合、これからの災害に備えていく上で、何が守るべき価値なのかというのは、結構難しい話なのかなと思っています、結局は、その場所に住んでいる人たちの同じ場所に住み続けたいという思いを、どれだけかなえられるかということに集約されてしまうのではないかと、私などは単純に考えているのですけれども、そういうことでいいのか、それとも、福島である意味で、これから壮大な取り組みになると思いますが、戻れない地域も含めて、どういう県を作っていくのか、それから地域を作っていくのかという取り組みについても含めて、何を守っていくのかという点での、何かお考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

【会長】 それでは、〇〇先生、お願いします。

【特任教授】 ありがとうございます。

私自身は、実は東日本大震災になるまで、恥ずかしながら、余りリスク側を考えてきていなくて、どちらかというとリソース探しといいますか、守るべきもの探しのほうを基本的なまちづくりのベースにしてきたのです。

なので、平たく言うと、例えば、ある自治体あるいは住民の方々と何か一緒にやるときは、まず、最初にその町をみんなで歩いていって、歴史だとか、空間を調べていくと、必ずそこには資源があって、それを例えば景観

法だとかというものが2004年にできましたけれども、景観の資源、目に見えるものとしてしか、なかなか扱いにくいものがあったので、それを景観として読み解いて、そこに価値を見出していくというような作業をやってきたのです。

ですので、どちらかという、いいものについては、守るべきものについては、その方たちがある種きっかけがあって探し出せば見つけることができるし、見つけられると、また、そこでネットワークが強化されていくという、いい意味でのスパイラルが始まっていくのではないかとというようなことをちょっとイメージしていたのです。ですので、今、次の段階として、私たちがやらなければいけないかなと思うのは、リスクに対しては、皆さん、結構目を背けているといいますか、余り注視していないのではないかと。

それが、一番典型的にあらわれているのが、ものすごい繁華街ですね。例えば、新宿とか渋谷というのは、超絶繁華街と私自身は最近呼んで研究の対象にしているのですけれども、ああいう場所で何が起こるかということ、何となくみんなそこにいる若者たちも含めて、恐らくこれは生き延びられないかもしれないと思っていたりするのですけれども、でも、それ以上は思考がストップしてしまっているのですね。

例えば、渋谷駅の周辺地区というのは、これから超高層が5本ぐらい建つ予定のデザインレビューを今やっているのですけれども、そのときに、では、首都直下が来て本当に大変なことになったときに何が起こるのかというのを、やはり突き詰めて考えることがなかなか難しい。

では、実際どこまでいっているかという、〇〇さんなどは、自分が渋谷に育ててもらったという意識をお持ちなので、一生懸命帰宅困難者協議会みたいなものを開いて、関係している人たちのプラットフォームを作られているのですけれども、連携づくりはいいのですが、では、実際どういう被害想定かというところは、リアリティーとしては厳しいのです。

例えば、制度としても、駅の周辺は、地区内残留地区というのが一応決められていて、燃えないし、倒壊もしないだろうと、なので、それほど大きな、消防署的には周辺の木造密集市街地のほうが大変なことになるだろうということで課題化されているのですけれども、人口的にもものすごく高密度化していった駅周辺地区、まだ被災をしたことがない。それこそ、東京だと1945年東京大空襲とか、あるいは関東大震災ぐらいのときというのは、ああいう市街地ではなかったものですから、誰もわかっていないのです。

そうすると、公助としても、こういうことはやろうかなと、共助としてもこれぐらい、自助に至っては、渋谷などだと、ほとんど皆さんばらばらの状態。そこで、いわゆる地域防災にぽっかり大きな穴があいているのですけれども、誰もそこを注視できていない状態があるのではないかと考えております。

そこまでひどくなかったとしても、もう少し東京の中の、そこまでの超絶繁華街ではないところにおいても、実は同じような状態ではないかなと思ってまして、何か見たくないものかもしれませんけれども、やはり、そこをちゃんと準備しておく。そういう生き方に変わっていかなければいけないというのが、まさに、今、〇〇特別委員がおっしゃっていただいたような復興という、要は、今までと全く違うパラダイムシフトをしなければいけないというところは、そういうところなのではないかと思うのですが、ただ、べき論はそう思っても、では具体的にどうするのかというところで、まだ、なかなか手探り状態なのだと思います。

【特別委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、また、御質問、御意見がございましたら、いかがでしょうか。

〇〇特別委員、どうぞ。

【特別委員】 先生の御講演、大変参考になりました。ありがとうございます。

私たち政治家が、ふだん、観念的、理念的、散発的に考えていることを、論理的、体系的にまとめていただいたのかなという気がしております、大変ありがとうございます。

特に、私は先生のお話の中で、地域のデザインというのは、空間と制度なのだと。空間のことというのは、デザインという言葉が非常にマッチするのだと思っていたのですが、制度をデザインするという考え方というのは非常に斬新というか、私にとっては、大変目すべき御提言だなと感じておりました。

それで、先生は、福島の事例をつぶさに出されていらっしゃったのですが、暮らしの部分のところ、共同体による暮らしというのは、生業と集合的記憶と。

私は、たまたま東日本大震災の関係でいうと、気仙沼と関係が深く、何度も気仙沼に行ったのですが、結局、沿岸地域の、いわゆる気仙沼を支えていた海産物の食品加工業のところは全然立ち行かなくなっていて、なぜ、立ち行かないかという、沿岸部が津波で洗われたので、建築制限をかけられていまして、それが、もう3年以上建築制限がかかっていると思います。ですから、再建ができないのです。特定の場所以外は再建ができないというような状況になっているので、そういう意味では、まさに生業に役立つものが、そういう制度の壁によって立ち行かなくなっている。

特に、資源は海から取ってくるわけですから、その資源に対して津波というリスクを、やはり地元の皆さんは海があるのだからしょうがないねと、実は考えている部分があるが、非常にたくさんの方がそう思っているから、だからこそ、海が見えなくなるまで堤防をかさ上げして造るということではなくて、もっと違うリスクの分担の仕方があるのではないかという意見を随分聞きました。

ですから、暮らしの特質の、いわゆる、これから被災地はどう立て直していくのかというときに、やはり、制度的なデザインというのは政治の仕事だと思うのですが、このことが最も大切なことなのだろうなと思っています。

そこで、国の制度も、先ほど〇〇委員からもお話がありましたが、国の制度も含めて、制度のデザインをしていくという考え方を、やはりより広げていかなければいけないのではないかと思います。

それで、先日、〇〇特別委員も一緒でしたけれども、国土交通省の副大臣、〇〇さんとお話をする機会がありまして、そのときに、地方創生というのは、仕事とか会社を地方にどんどん出していくということよりも、例えば、今、学生さんたちが東京に上京すると、結局、東京に居ついてしまうと。だとするならば、学校を地方に置いたほうがいいのではないかなというお話もされておりました、なかなかおもしろい発想だなと思ったのですが、全部東京に集めてしまうというような、産学官というのですかね、そうではなくて、やはり地方創生というのは、いろんな切り口の中で地方をどうしていくのかという制度のデザインという考え方が必要なのではないかと思います。

そこで、お伺いしたいのですが、例えば、そのような学の部分でも地方に持っていくとか、あるいは地方創生というのは、もっとこういうことをやると、むしろ地方というのは活性化するのではないかなという先生の御意見が、おありになったら、ちょっと聞かせていただけないでしょうか。

【会長】 では、〇〇先生、お願いします。

【特任教授】 どうもありがとうございます。

まさに、制度というもののデザインと、空間のデザインというのが、一緒にやるのがすごく重要だと思っています。空間をデザインして終わりだと、やはり、それは生きてこないわけですが、その空間が、その地域の中でどういうふうに使われてきたのかというのを読み解いて、どこに潜在的な価値があるのかということを実現できるような制度と一緒に空間がないと、あるいは制度も、制度だけが一人歩きしてしまっても、多分いい制度ではないと思っています。

すみません、そこについてもう少し補足させていただきますと、以前、バブルだったころに、東京の中の容積率をどうするかという国会での議論があって、それを読んでいると、容積率800%か、1,000%かみたいな、数字を数字としてしか議論がなかったのです。でも、容積率600%とか、容積率800%の市街地空間と

はどういうものですかというところが、恐らくは、その議論の中の想像力からは欠けていたのではないかと思っ
ていて、つまり、制度というものがつくり出す空間が、あるいは社会がどうなのかというところのリアリティーを
きちんと詰めておくということが重要ではないかと思っていて、空間と制度の両方を一緒にデザインしていくと
いうことを申し上げました。

その意味で、気仙沼の海の話というのは、本当に示唆的で、この使い方が地域でどうなっているのかという
ところが、もう一つ空間とか制度の中に反映されていなかった非常に大きな事例なのかなと思いました。

今、私が、南相馬市小高のほうで産業という意味で調べているのは、第二次産業を、今、見ていまして、いわ
ゆる機械とか金属というあたりの工業が、実は結構大きく集積があったところなのです。

その個別の事業所が、どうして再開しているのか、どうやって再開しているのかというのを見ていくと、1
つ大きかったのが、個別に再開しているところは、いわゆる個人事業所が中心になってくるのですけれども、彼
らは若いころに、南相馬市にあった、もう一段大きな工場、もう少し中規模ですね、いわゆるグローバルブラン
ドではないのですけれども、かなりの大規模な工場で勤めていて、そこで長年経験をして、いろんな技術を身に
つけて、これなら一人立ちできるというところで、また、さらに自分のところに戻っていくというような、どう
しても中規模の工場とか、大規模の工場は、いろんな影響を受けやすいので、では、中国のほうに工場を移しま
すみたいときに、だったら、自分たちで独立するというような動きが、例えばあったりするわけなのです。

その意味で、私自身は、まずは中規模クラスの工場が東京ではない外に立地していくというところは、何かあ
ったときの復興のメカニズムのときの個人事業所を用意しておくという意味で、すごく重要な起点に、事実とし
てなっていたのではないかという気はしています。

ただ、もう少し調べていくとわかるかもしれませんが、まだ、地域にとって大学があることがいいかど
うかというのは、ちょっとわかっていなくて、産官学の連携だとかいったときの、学を何か都市計画だとか、国
土計画の中で分散配置したほうが、今までの結果としていいかどうかというのは、ちょっとわからないです。た
だ、かもしれない、そういう可能性ももちろんあるのだらうと思いますけれども、今の時点では、どっちがいい
のかは、よくわからないという感じがしています。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、また、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

では、〇〇副会長、どうぞ。

【副会長】 〇〇先生、ありがとうございました。

先ほども〇〇特別委員もおっしゃっていましたが、我々、政治の世界の中で現場を担当しながら、いろ
んな現象、それについて頭の中ではいろいろあるのですが、なかなか理論的に整理するのは、やはり学者の先生
方は、きちんとそこを整理していただいて、解説いただいて、はっと気がつく、そうか、こういう分類もあるの
だなということもよくわかりました。ありがとうございました。

私は、ちょっと基本的なことを言いたいのですが、15年前に、都税調というものをどちらかという議会提
案で立ち上げさせていただいた。これは、我々が政治の世界の中で、国のいわゆる制度、そして、党の税調が全
てを決定して法律化していく、こういう現状がずっと、法律は国のものと、こういうことで地方自治に与えられ
ない形の中で、我々は非常に隘路を感じてきたわけでございます。

そういう意味で、47都道府県で、初めて地方税調というのをつくりたいと、こういう形で、その中に議会も
混ぜていただいた、こういうことでございます。

それで、結果として、この都税調が知事の諮問により答申をする、これを受けて知事と議会という政治の世界
が、これを使ってどういうふう政治の世界の中で仕組みを変えていくのか、そして、地方自治の進展のために

どういう税制がいいのか考えていくと、こういう形をつくり出したいなというふうにやってきたわけですが、やはり、ことごとく国が勝手に法律をつくり、変えることによって、地方税収も大きな影響を受けるという現実を受けているわけでございます。

そういう中で、この都税調がどういう役割を果たしていくのか、そういう大きなテーマ、これが1つ、この税調に課せられた最大課題だというふうに、諮問以外ではあるというように思っているのです。

ですから、是非、そういうところを我々もなかなかその答えが出ておりませんので、先生方に、そういうことも含めて、また、議論の中で提言をいただきたいなと思っているわけでございます。

ある意味では、地域を担うわけですから、その地域の歴史と文化、それから経済、これが主な形で、その地域の特徴をつくり出していくわけでございますから、そういうものを政治がどうやって運営していくのか、主導していくのか、また、どういう形で、国に対してそのことをわかっていただくような仕組みを作っていくのか、このことも大きな重要なテーマだと思っておりますので、そういうことも含めて、よろしくお願ひしたいと思っております。

【会長】 ありがとうございます。

ただいまの〇〇副会長の御発言は、もちろん、本日の〇〇先生の御講演にも関わっているわけですが、都税調全体の問題として、国との違いといいますか、国の持っている税調と都税調との違い、それぞれの役割の違いを明らかにし、また、東京都としての独自性を強めていくか、そういうことが明らかになるように審議を進めてもらいたい、そういう御意見だったと思います。それを受けとめて、今後、進めていきます。

〇〇先生から、何かございますか、よろしいですか。

【特任教授】 はい。

【会長】 それでは、意見交換については、ここで閉めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、平成27年度の日程について、事務局から説明をお願いします。

【税制調査担当部長】 御説明の前に、先ほど、〇〇委員がお見えになりましたので、ここで御紹介をさせていただきます。

東京大学教授の〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。

沖縄の学会に行っていたもので、帰ってくるのがおそくなりました。大変申しわけございません。また、よろしくお願ひします。

【税制調査担当部長】 それでは、今年度の日程について御説明をいたします。

5月から10月にかけて、小委員会を6回程度開催し、検討事項について集中的に御検討いただきたいと考えております。その上で、11月ごろ、答申審議のため、総会を2回程度開催させていただきたいと存じます。

以上でございます。

【会長】 ただいまの説明について、何か質問、御意見がございましたらお願いします。

それでは、今年度は、事務局からの説明のとおりに進めさせていただきたいと存じます。

ほかに、御意見、御質問がございましたら、どうぞ。

それでは、以上をもちまして、第1回の東京都税制調査会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中を御参集いただきまして、まことにありがとうございました。

特に、〇〇先生には貴重な御講演をいただき、大変ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

では、これで終了させていただきます。

— 了 —